

特定教育・保育施設の利用定員の設定について【水口幼稚園】

子ども・子育て支援法第31条第2項の規定による利用定員に係る意見聴取

子ども・子育て支援法への移行年月日	平成30年(2018年)4月1日										
子ども・子育て支援法における区分	特定教育・保育施設										
教育・保育施設の区分	幼稚園										
設置者	学校法人近江聖書学園 水口幼稚園 理事長 谷村徳幸										
施設の設置場所	甲賀市水口町城東3番21号										
施設の名称	学校法人近江聖書学園 水口幼稚園										
事業開始年月日	昭和12年(1937年)5月5日										
園長の氏名	谷村徳幸										
園長就任年月日	平成13年(2001年)4月1日										
認可定員	1号認定(教育標準時間) 100人										
開所曜日	日～金曜日										
開所時間	平日 8時30分～14時00分										
	日曜日 9時10分～10時00分										
休園日	土曜日、祝日、夏期7月下旬～8月末、冬期12月下旬～1月上旬、春期3月下旬～4月上旬、創立記念日(5月5日)										
給食の実施	有 提供日:月・水・金 提供方法:外部搬入										
その他事業	○ 一時預かり事業 通常(平日) 13時50分～16時30分 休業日等 9時00分～11時30分 ○ 特別支援教育										
利用定員	(単位:人) <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">1号認定</th> <th colspan="2">4歳以上児</th> <th rowspan="2">3歳児</th> </tr> <tr> <th>5歳児</th> <th>4歳児</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>100</td> <td>60</td> <td>30</td> <td>40</td> </tr> </tbody> </table>	1号認定	4歳以上児		3歳児	5歳児	4歳児	100	60	30	40
1号認定	4歳以上児		3歳児								
	5歳児	4歳児									
100	60	30	40								

第2節 幼児期の学校教育・保育の充実

2 子どものための教育・保育の提供体制の確保内容及びその実施時期

就学前児童の保護者を対象としたニーズ調査結果を基に、保護者の就労意向や各施設・事業の利用意向率と甲賀市子どもの人口推計から、計画期間の各年度における支給認定の区分(認定区分)ごとの必要利用定員総数として「量の見込み」を算出しました。

この認定区分ごとの「量の見込み」に対応した、教育・保育の提供体制の確保内容及びその実施時期を「確保方策」として教育・保育提供区域別に示します。

(1) 1号認定[3歳児から5歳児で学校教育を希望]

① 水口区域

(単位:人)

		実績	実施時期				
			H25年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
①量の見込み		390	362	354	354	356	364
②確保方策	幼稚園、認定こども園	-	362	354	354	356	364
②-①		-	0	0	0	0	0

利用定員の状況【水口地域】

■ 1号認定(H29年度)

施設名		利用定員(人)		
		3歳	4・5歳	合計
市立	伴谷幼稚園	39	100	139
私立	貴生川認定こども園	40	120	160
	水口幼稚園	40	60	100
合計		119	280	399